

3. 保育所等における虐待について

（1）虐待について

- 保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。（改正児童福祉法第33条の10第1項）

- | |
|--|
| ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。 |
| ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。 ¹ |
| ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |

- また、保育所等の職員はこれらの虐待行為を含め、「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならないこととされている。（改正児童福祉法第33条の11）
- 改正児童福祉法により、これらの虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない。
- 各行為類型の具体例としては下記のとおりである。なお、これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待であるかどうかの判断しづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
- なお、虐待に該当するかどうかの判断については、Ⅲ5（3）・（4）に詳細をお示ししているため、そちらを参照されたい。

行為類型	具体例
身体的虐待	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれの

¹ ③ネグレクトについて、幼保連携型認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚園は、短時間の利用も生じるため、当該利用日において食事が提供されないことや、職員との触れ合いの時間がないこと等をもってただちに虐待に該当するものではない。認定こども園法においては、①②及び④に相当する行為に加えて、「園児の心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと」を虐待と定めている。（改正認定こども園法第27条の2第1項）

	ある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる ・ わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など
ネグレクト	・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠る など
心理的虐待	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。